

マイナンバーカードと保険証の一体化について

1 国民健康保険被保険者証の廃止について

国民健康保険被保険者証（以下、保険証）については、本年１２月１日で発行を終了します。

本年１２月２日時点で発行済みの保険証は、保険証に記載の有効期限（最長で、令和７年７月３１日まで）使用できます。

１２月２日以降、マイナンバーカードをお持ちでない方や保険証の利用登録をされていない方については、保険証と同様に使用できる「資格確認書」を発行することになります。

また、利用登録されている方には、確認のため「資格情報のお知らせ」を発行します。

2 マイナ保険証及び資格確認書への移行スケジュール(予定)

令和６年７月８日	被保険者証の一斉更新 【有効期間：令和６年８月１日～令和７年７月３１日】 ※加入者情報のお知らせ（個人番号の下４桁）を同時送付
令和６年１１月２９日	被保険者証発行終了 ※紛失等による被保険者証の再発行は行いません。
令和６年１２月２日	【新規で国保に加入する方】 ① マイナ保険証の利用登録がない方⇒「資格確認書」を交付 ② マイナ保険証の利用登録がある方⇒「資格情報のお知らせ」を交付
令和７年７月中旬	【令和７年７月３１日有効期限の被保険者証終了】 一斉更新 ① マイナ保険証の利用登録がない方⇒「資格確認書」を交付 ② マイナ保険証の利用登録がある方⇒「資格情報のお知らせ」を交付

3 マイナ保険証のメリット

- (1) データに基づく最適な医療が受けられます。
- (2) 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
- (3) 健康保険証の切り替えが簡単になります。